平成 25 年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成25年3月29日公正取引委員会

改正 平成25年7月9日

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 2 計画期間内に実施する事後評価の対象及び評価の方法
 - (1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は、次のとおりとする。 なお、各施策等は、計画策定時点におけるものであり、施策等の実施状況その他状況 の変化により、追加・変更があり得る。

ア 独占禁止法違反行為に対する措置等

- ① 審判手続(平成22年度ないし平成24年度)(実績評価)
- ② 企業結合の迅速かつ的確な審査(平成24年度)(実績評価)
- ③ 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処(平成24年度)(実績評価)

イ 下請法違反行為に対する措置等

- ④ 取引慣行等の適正化(平成24年度)(実績評価)
- ⑤ 下請法の的確な運用(平成24年度)(実績評価)

ウ 競争政策の広報・広聴等

- ⑥ 競争政策の広報・広聴(平成24年度)(実績評価)
- ⑦ 海外の競争当局等との連携の推進(平成24年度)(実績評価)
- ⑧ 競争的な市場環境の創出(平成24年度)(実績評価)
- (2) 法第7条第2項第2号の規定に該当する施策 該当するものはない。

(3) 法第7条第2項第3号の規定に該当する施策 該当するものはない。

3 施策の目標,評価指標等

計画期間内に実施する施策のうち実績評価方式による事後評価の対象となるものの目標, 評価指標等は、別紙「平成25年度実施施策に係る事前分析表」のとおりとする。

なお,各施策の目標,評価指標等は,計画策定時点におけるものであり,施策等の実施 状況その他状況の変化により,追加・変更があり得る。

以上

別紙

(公正取引委員会25-1)

施策名	独占禁止法違反行為に対す	ける措置等 :	企業結合の	迅速かつ的码	権な審査		担当部	局名	企業結合課	作成責任者名	企業結合課長 田辺 治		
施策の概要	企業結合(株式取得,合併, いて,迅速かつ的確な企業 た場合には適切に対応する ける競争を実質的に制限す	結合審査を行 とともに, 主	うい, 独占禁 要な企業結	止法の規定 合事例を公表	に違反す	ることが認められ	政策体系位置付		迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。				
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 次審査においては届出受理 した日から90日以内)かつ的 質的に制限することとなる企 進する。	₹の日から30 り確な企業結	日以内, 第2 合審査を行	2次審査にお い, 一定の耳	いては全	ての報告等を受理 における競争を実	目標設定 考え方・	定の ·根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民 主的で健全な発達を促進するため, 迅速かつ的確な企業結合審査 を行って, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することと なる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促 進させることを目標として設定した。	政策評価実施 予定時期	平成26年4月~7月		
測定指標		目標値	 I I 目標年度					測定指	標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
企業結合計画の届出を受理した案(1 届出の受理後30日)	件の処理状況(第1次審査:	30日以内	I I 25年度 I	本件施策の	有効性∙∶	効率性を評価するた	ため,届出案件の処理状況(第1次審査)を測定する。目標値は,独占禁止法の規定に基づき設定した。						
企業結合計画の届出を受理した案化 に移行したものについては全ての報	件の処理状況(第2次審査 B告等の受理後90日)	90日以内	I I _I 25年度 I	本件施策の	有効性∙∶	効率性を評価するた	≿め, 届出案件	井の処理状:	況(第2次審査)を測定する。目標値は,独占禁止法の規定に基づき	設定した。			
企業結合公表事例集の利用状況(3 数等)	当該事例集へのアクセス件	_	 	本件施策の	有効性を	宇価するため, 企業	業結合事例集 (の利用状況	記(企業結合事例集へのアクセス件数等)を把握して, 企業結合審査組	結果の公表内容の充実原	E等を測定する 。		
4 企業結合審査によって保護された消	4 企業結合審査によって保護された消費者利益 ー 本件施策の有効性・効率性を評価								って保護された消費者利益を測定する。				
達成手段	補正後予算 23年度	額(執行額)	25年度 当初 予算額	関連す る指標	行政事業レビュー	-事業番号		達成手段の概要等					
(1) 企業結合の迅速かつ的確な審査に	係る経費	8,910 (7,505)	8,269 1 (5,427)	7,854	1~4	_			分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止して 者,競争業者,需要者等からヒアリングを行うなど所要の調査を行う				

(公正取引委員会25-2)

	施策名	独占禁止法違反行為に対す	する措置等	独占禁止法	違反行為に対する厳正な対処	担当部局名	管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 小林 渉					
	施策の概要				要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行 うを行うほか, 警告等の必要な措置を講	政策体系上の 位置付け	独占禁止法違反行為を厳正かつ迅速に対処し、これらを排除するこの 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		な競争を維持・促進させ,					
	達成すべき目標	に、酒類、石油製品及び家原	庭用電気製成	品の小売業に	Eな取引方法等に厳正に対処するととも に係る不当廉売事件について迅速に対 , 公正かつ自由な競争を維持・促進す	目標設定の 考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して、独占禁止法違反行為を排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。	政策評価実施 予定時期	平成26年4月~7月					
	測定指標		目標値	_		測定指	標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
1	申告件数		_	 – 	事件処理の端緒となる申告件数を把握し	して,独占禁止法違反行	·為に対する対処状況を測定し,本件施策の有効性を評価するため。							
2	事件処理件数(法的措置・警告・注意	意)	-	 - -	- 事件処理件数を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。									
3	措置の対象事業者数(法的措置・警	告)	_	 	- 違反事件に対する措置の対象となった事業者数を把握して、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。									
4	課徴金額·課徴金納付命令対象事態 徴金額	業者数・一事業者当たりの課	_	 	課徴金額・課徴金納付命令対象事業者	数・一事業者当たりの誤	徴金額を把握して,独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し	本件施策の有効性を記	平価するため。					
5	刑事告発件数		_	 	刑事告発件数を把握して、独占禁止法員	韋反行為に対する対処 4	犬況を測定し,本件施策の有効性を評価するため。							
6	課徴金減免申請件数		_	 – 	課徴金減免申請件数を把握して、独占教	禁止法違反行為に対す 。	る対処状況を測定し、本件施策の効率性を評価するため。							
7	課徴金減免制度の適用が公表され	た法的措置件数	_	i I – I	課徴金減免制度の適用が公表された法	的措置件数を把握して	独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の効率性	生を評価するため。						
8	法的措置を採った全事件の平均事	件処理期間	_	 _ 	法的措置を採った全事件の平均事件処	理期間を把握して,独占	i禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の有効性及び	「効率性を評価するため	· o					
9	酒類, 石油製品及び家庭用電気製 売事件の平均処理期間	品の小売業における不当廉	原則2か 月以内				売事件の平均処理期間を把握することによって, 独占禁止法違反行為 持定略式処理を行う商品の指定及び小売業における不当廉売に係る							
10	日刊新聞の報道量		_		措置内容等について公表した事件に係る価するため。	る日刊新聞の報道量を	巴握することによって,独占禁止法違反行為に対する対処状況の社会	的認知状況度を測定し	本件施策の有効性を評					
11	法的措置によって保護された消費者		-	 _ _	法的措置によって保護された消費者利益	≦を把握することによっ [∙]	て,本件施策の有効性・効率性を評価するため。							
			1	•	1									

達成手段	補正後予算	I額(執行額) Ⅰ Ⅰ 24年度 Ⅰ		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段の概要等
(1) 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処に係る経費	221,963 (208,253)	I I 224,485 I (185,502) I	222,914	1~11		独占禁止法に違反するカルテル,入札談合に厳正に対処するとともに,不公正な取引方法等に対し迅速かつ的確に対処し,これらを排除することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進するために,独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (立入検査,事情聴取等)を行い,違反行為が認められた場合には,排除措置を行うほか,警告等の必要な措置を講ずる。

(公正取引委員会25-3)

施策名	下請法違反行為に対する措	昔置等 取引性	慣行等の適	正化		担当	部局名	取引企画課 取引調査室 相談指導室	作成責任者名	取引企画課長 山田 弘 取引調査室長 菱沼 功 相談指導室長 天田 弘人	
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイ るとともに、事業者及び事業 体的な事業活動の内容につ 態等について競争政策の観 して改善を促すとともに、調	《者団体(以 ⁻ Oいて, 相談(見点から調査 [®]	下「事業者等 こ応じ, 問題 を行い, 問題	」という。)がこ 点の指摘等を	これから実施し そう。また、	しようとする具 事業活動の実 政策		独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことは、公正かつ自由な競 を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。			
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイ (企業結合及び優越的地位 への対応(相談事例の公表 (年間2件以上を目途)を実 慣行等の適正化を図る。	の濫用に係ったついては全	る相談を除く 手間10件以	。以下「事業者 Lを目途),取	者等からの相 引実態調査(間談」という。) の実施公表 目標	設定の 方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及啓発、事業者等からの相談対応、取引実態調査等を行って、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。	政策評価実施 予定時期	平成26年4月~7月	
測定指標		目標値	_				測定排	指標の選定理由又は目標値(水準·目標年度)の設定の根拠			
1 ガイドライン説明会の開催件数及び	ぶ 参加者数	_	 	ガイドラインの	の説明会開催	崔状況を把握することによ	ることによって,ガイドラインの普及啓発の推進状況を測定し,本件施策の有効性・効率性を評価するため。				
2 事業者等からの相談件数		_	 	事業者等から	らの相談への)対応件数を把握すること	によって, 事	業者等からの相談への対応状況を測定し,本件施策の有効性・効率	陸性を評価するため 。		
相談事例の公表件数・ウェブサイト 3 アクセス数	に掲載された相談事例への	公表件数 10件以上	I I I 25年度 I	相談事例の名の実績等を基			把握して,相言	淡事例集の充実度, 利用状況等を測定し, 本件施策の有効性を評値	西するために選定した指	標であり,目標値は,これまで	
4 取引実態調査結果の公表件数・調	査実施期間·調査所要人数	実態調査 公表件数 2件以上	ᆝᄼᇎᄼᅲᇠ	取引実態調査考慮するなど	査結果の公表 じて設定した	長状況,調査実施期間等 こ。	を把握して,取	双引実態調査の実施状況を測定し,本件施策の有効性・効率性を評	価するために選定した推	旨標であり,目標値は,実績値を	
達成手段		補正後予算 23年度	額(執行額) I I 24年度	25年度 当初 予算額	関連す 行政	牧事業レビュー事業番 り	를	達成手段の概要等			
(1) 取引慣行等の適正化に係る経費		8,467 (10,017)	8,769 (9,213)	8,730	1~4	-	取引慣行等 業活動に係	その適正化を図るために、①説明会の開催等による各種ガイドライン そる相談対応、③事業活動の実態調査を行って、問題となるおそれの	vの周知活動, ②事業者 Dある取引慣行等を指摘	・事業者団体からの具体的な事 iして改善を促す。	

(公正取引委員会25-4)

施策名	下請法違反行為に対する措	置等 下請法	去の的確 な週	[用			担当部	3局名	企業取引課 下請取引調査室	作成責任者名	企業取引課長 真渕 博 下請取引調査室長 鎌田 明	
施策の概要	書面調査等により情報を収算 地調査, 招致調査等)を行い 法第7条に基づく勧告)又は 下請法に係る講習会を開催	、違反行為 <i>が</i> 指導)を講ず	が認められた る。	:場合には, !	必要な措	置(法的措置(下請	政策体验		下請法の的確な運用により, 下請取引の公正化を推進するととも 全な発達に資する。	らに, 下請事業者の利益を	を保護し,もって国民経済の健	
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者 目途として勧告事件は10かり すること、また、下請法の普別者の利益を保護する。	月以内, 指導	事件は3か	月以内)かつ	的確に対	処し,これらを排除	目標設 考え方	定の •根拠	下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請法を迅速かつ的確に運用すること、また、違反行為を未然に防止する観点から下請法の普及・啓発を図ることが重要であることから、この目標を設定した。	政策評価実施 予定時期	平成26年4月~7月	
測定指標		目標値	-					測定指	標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 下請取引に係る書面調査の実施状況		_	_	下請法違反	行為発見	しの端緒となる書面 記	周査の実施状	況を把握し	て,下請法違反行為への対処状況を測定し,本件施策の有効性を	を評価するため。		
2 違反事件の処理件数(勧告及び指導))	_	_	事件処理件	-数を把握	して, 下請法違反行	テ為への対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。					
3 勧告事件の処理期間(10か月以内に	処理した事件の割合)	100%					違反行為への対処状況を測定し,本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であり,その目標値は,公表に耐え得る証拠収集・事実認定 :即した処理期間に基づき設定した。					
4 指導事件の処理期間(3か月以内に処	心理した事件の割合)	100%	25年度	指導事件の 導事件の実)処理期間	引を把握して,下請法 た処理期間に基づき	違反行為への記念に設定した。	の対処状況	を測定し, 本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であ	り, その目標値は, 迅速	に処理することが求められる指	
5 勧告事件の処理期間(処理に10か月)	超の期間を要した事件数)	_	_	事件処理期	間を把握	して, 下請法違反行	為への対処	伏況を測定	し, 本件施策の有効性・効率性を評価するため。			
6 措置によって直接保護された下請事業	業者の利益	_	_	下請法違反 め。	行為に対	する措置を採ること	によって, 直	接保護され	た下請事業者の利益を把握することによって, 下請法違反行為へ	の対処状況を測定し,本	件施策の有効性を評価するた	
7 理解度 理解度	女・同参加者数・同参加者の	_	_	下請取引適	近正化に係	る講習会の開催状	況及び同講習	冒会の参加す	者の理解度を把握することによって, 下請法の普及・啓発の推進や	犬況を測定し,本件施策の	D有効性を評価するため。	
る正取引委員会ウェブサイトに掲載さ 8 レット・下請取引適正化講習会のテキ	れた下請法関係のパンフ ストのアクセス数	_	_	公正取引委	員会のウ	フェブサイトの下請法	関係の普及	啓発資料へ	のアクセス数を把握することによって、下請法の普及・啓発の推進	状況を測定し,本件施第	での有効性を評価するため。	
8 勧告事件の日刊新聞報道量及び公正 9 掲載された同事件の公表資料へのア	E取引委員会ウェブサイトに クセス数	_	_	公表した勧・ 測定し, 本作		!握することによって, 下	青法の普及・啓発の推進状況を					
達成手段		補正後予算 23年度	額(執行額) 24年度	25年度 当初 予算額	関連する指標	行政事業レビュー	-事業番号		達成手段の概要等			
(1) 下請法の的確な運用に係る経費		133,076 (101,459)	l 1 _{39,726} l (118,394) l	134,997	1~9	_	l l	いて実地調	確に運用し,下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を作 査,招致調査等を行って迅速かつ的確に処理して違反行為を排除 ンフレット・テキストを作成,配布して下請法の普及啓発を図る。			

(公正取引委員会25-5)

施策名 競	競争政策の広報・広聴等 意	競争政策の広	云報・広聴				担当部	局名	官房総務課	作成責任者名	官房総務課長 東出 浩一			
施策の概要 報報	は は占禁止法等の内容や公正 は活動を行うとともに, 国民: と握する広聴活動を行い, 競	各層とのコミ	ュニケーショ	ンを通じて、[国民からの	がサイト等による広 意見・要望を広く	政策体系 位置作	-	競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争の促進させ、一般 消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
国 達成すべき目標 催 占]民各層とのコミュニケーシ [件数80件以上, 一日公正	ョンを通じて 取引委員会 -以上)を通じ	意見・要望を 開催件数8件 いて、競争政策	・把握すること +, 消費者セミ 策に対する国	〈国民に情報提供を行うとともに、 「ること(地方有識者との懇談会開 者セミナー開催件数42件以上、独 する国民的理解の増進を図るとと						平成26年4月~7月			
測定指標		目標値	-	_	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
1 地方有識者との懇談会開催件数		開催件数 80件以上	25年度	地方有識者して,競争政	たの懇談会 対策の広報	会(全国の様々な地域・広聴活動の推進を	域に所在する 犬況を測定し	有識者に 本件施策	対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の帧 の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの	国広い意見や要望を聴取 D実績を考慮するなどし ⁻	するもの)の開催状況を把握 て設定した。			
2 独占禁止懇話会の開催回数		-	-	独占禁止懇話会(公正取引委員会の委員長及び委員が、学会、産業界、中小企業団体、消費者団体等を代表する有識者から直接、意見を聴取するとともに、意見交換を行うもの 況を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性の評価するため。										
3 一日公正取引委員会開催件数・参加者	一の意識	開催件数8件	25年度	ー日公正取引委員会(独占禁止法・下請法の講演会、独占禁止法教室、相談コーナー等を1か所の会場で集中的に開催するもの)の開催件数・参加者の意識を把握して、競争 広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。										
4 消費者セミナー開催件数・参加者の内容	容理解度∙同満足度	開催件数 42件以上		度 対費者セミナー(独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)の開催件数・セミナー参加者の内容理解度・同満足度を把握して、競争 報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。										
5 独占禁止法教室開催件数・参加者の内	容理解度・同満足度	開催件数 86件以上	25年度	独占禁止法 解度・同満足 した。	教室(中学 足度を把握	*校・高校・大学の授 して, 競争政策の広	・ 業に公正取 公報・広聴活動	引委員会 <i>の</i> 動の推進状	D職員を講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等 況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり	に係る講義を行うもの)の , 目標値は, これまでの)開催件数・参加者の内容理 実績を考慮するなどして設定			
6 報道発表件数		-	_	公正取引委	員会の個別	別の活動に係る報道	道発表の件数	を把握して	(, 競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し, 本件施策の有効性	生を評価するため。				
7 各種広報活動(公表したもの)に係る新	聞記事の広告費換算額	_	_	公正取引委	員会が公園	表した各種活動に係	る新聞記事	の広告費技	桑算額を把握して,競争政策の広報·広聴活動の推進状況を測定し, 本	∽件施策の有効性・効率性	生を評価するため。			
8 メールマガジン登録件数		-	-	公正取引委 策の有効性			長定例記者会	€見の概要	等を内容とするメールマガジンの登録者数を把握することによって,競	争政策の広報・広聴活動	の推進状況を測定し, 本件旅			
公正取引委員会ウェブサイトのトップページ・動画サイトへのアクセス件数	ージ・パンフレット掲載	-	_	公正取引委	員会ウェブ	・サイトの各種ページ	ジへのアクセ	ス件数を把	・ 握して,競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し,本件施策の	有効性を評価するため。				
達成手段		補正後予算	L 〔額(執行額) T Ⅰ 24年度 I	25年度 当初 予算額	関連する指標	行政事業レビュー	事業番号		達成手段の概要等					
(1) 競争政策の広報・広聴に係る経費		29,931 (25,041)	I 29,320 I (22,130)	25,930	1~9	-								
ア 独占禁止政策に関する地方有識者	との懇談会(内数)	4,426 (3,203)	4,329 (3,074)											
イ 独占禁止懇話会(内数)		1,610 (1,500)	I 1,470 I (525)	1,368	2	3	1	프 (스 기타/니 <i>커</i> /						

(公正取引委員会25-6)

	ī									1			
施策名	 競争政策の広報・広聴等 ※ 	毎外の競争当	6局等との連	携の推進			担当部	局名	官房国際課	作成責任者名	 官房国際課長 諏訪園 貞明		
	二国間, 多国間及び技術支 るほか, 公正取引委員会の 海外に周知する。						政策体系 位置付	さエの					
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に 的参加及び開発途上国・移 修参加者に対するアンケー に実施すること並びに公正 策の状況を広く海外に周知 数:前年度と同水準又はそれ	行経済国の競 トにおいて当 取引委員会の する(公正取り	競争当局等へ 該研修が有 う国際的なプ 引委員会ウェ	への技術支援 効であったと レゼンスを向 ェブサイトの身	(技術支 の回答:8 上させて を文プレス	援として実施した研 30%以上)を積極的 :我が国の競争政 スリリース掲載件	目標設 考え方・	定の 根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等を通じて、海外競争当局等との連携を推進することを目標として設定した。	政策評価実施 予定時期	平成26年4月~7月		
測定指標		目標値	I					測定指	標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 海外の競争当局との二国間協議の関	昇催回数	_	-	海外の競争当局との二国間協議の開催状況を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。									
2 国際会議への出席回数		_	_	海外の競争	当局との	多国間協議への参加	ロ状況を把握	することに。	よって, 海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し, 本件施策の	有効性・効率性を評価す	るため。		
3 途上国等に対する競争法・政策に関 3 当該研修が有効であったと回答した。	する技術研修の実施回数・ 研修生の割合	当該研修 が有効と の回答割 合80%以上	25年度	途上国等にの状況を測!	対する競 定し, 本作	争法・政策に関する技 性施策の有効性を評価	技術研修の実価するために	『施回数・研選定した指	ff修参加者のうち当該研修が有効だったと回答した研修生の割合を抵標であり、その目標値は、当該研修が有効であったと判断できる水≦	型握することによって, 海: 準として設定した。	外の競争当局との協力・連携		
4 海外の法曹協会が主催するセミナー	等への講師派遣回数	_	_			E催するセミナー等へ。 本件施策の有効性を記			することによって, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上及ひ	「 我が国の競争政策の海	がへの周知のための取組 <i>の</i>		
公正取引委員会ウェブサイトの英文 該掲載件数のうち独占禁止法に基づ 6 合案件に係るプレスリリースの件数・ セス件数	く法的措置件数及び企業結	掲載件数 34件以上		安正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースの掲載状況・英文プレスリリースへのアクセス件数を把握することによって、我が国の競争政策の海外への周知のための取り、 ででであり、その目標値は、これまでの実績を考慮して設定した。									
達成手段		補正後予算 23年度	額(執行額) I L 24年度	25度 当初 予算額	関連す る指標	行政事業レビュー	事業番号		達成手段の概要等				
(1)海外競争当局等との連携強化に必要	 要な経費	50,327 (47,327)	50,189 (44,287)	51,971	1~5	_	i i	毎外の競争	当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国	間における検討への積	 		
ア 国際競争組織分担金(内数)		279 (243)	1 255 I (246)	258	-	1	=	当局等への	技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。				

(公正取引委員会25-7)

施策名	競争政策の広報・広聴等	競争的な市場	環境の創出			1	担当部局名	経済取引局総務課 経済調査室 調整課	作成責任者名	経済取引局総務課長 笠原 宏 経済調査室長 堀内 悟 調整課長 杉山 幸成			
施策の概要	①研修の実施等を通じて発 ②公開セミナーの実施等に 関する情報発信を行い、③ 促進する。	より競争政策	の重要性や	競争政策に	係る最近の	の主要な論点等に 政	政策体系上の 発注機関,事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争 位置付け の促進をさせ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目	①発注機関における入札記 関与行為防止法に係る研 業者, 法曹等の実務家, 行 競争政策の公開セミナーを 省における規制の事前評値 よって, 発注機関, 事業者等 出する。	修を過去5年間 ↑政機関の職員 ・過去5年間の 西に当たっての	間の平均と同 員等における 平均と同等』)競争評価の	等又はそれ 競争政策に 又はそれを」)定着及びそ	を上回る和 係る理解の 上回る程度 の内容の	呈度で実施), ②事 の増進(そのために で実施), ③各府 向上を図ることに	目標設定の 考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進、競争政策の重要性等の情報発信、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進等を行って、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。	政策評価実施 予定時期	平成26年4月~7月			
	測定指標	目標値	i ̄ ̄ ̄ ̄ ̄ l目標年度 l	_			測定	指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	Ū				
入札談合等関与行 1 数・参加者の理解原	為防止法に係る発注機関向け研修の実施回 度・研修の有益度	研修開催回 数160回以 上	25年度	度 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数・研修参加者の理解度・研修の有益度を把握することによって、発注機関における入札談合等の防止の 援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の研修平均開催回数を基に設定した。									
	為防止法に係る発注機関向け研修参加後に において周知するか	_	_ 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の参加者に対するアンケートの結果において、当該研修の内容を職場に周知する旨を回答した参加者の割合を把 て、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。										
3 公開セミナーの開作	崔回数・セミナー参加者の満足度	開催回数3回以上	25年度	公開セミナ定し、本件	一(広く一 施策の有:	般から参加者を募り, 競争 効性を評価するために選え	・政策研究センタ・ 定した指標であり	一の研究成果の発表等を行うもの)の開催回数・当該セミナー参加 , その目標値は, 過去5年間の平均開催回数を基に設定した。	口者の満足度を把握し	て,競争政策の情報発信状況を測			
4 国際シンポジウム!	こおける参加者の満足度	_	_			毎外の競争当局担当者や 情報発信状況を測定し, 本		いて、国内の研究者、事業者、公正取引委員会の幹部等を交えてA を評価するため。	パネルディスカッション	等を行うもの)参加者の満足度を把			
各府省における規 5 を用いた競争評価の	制の事前評価における競争評価チェックリスト の実施件数	_	_					西の際に、公正取引委員会が作成協力した「競争評価チェックリス 況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。	ト」を用いた件数を把抗	屋することによって, 各府省における			
6 規制影響分析手法	等検討会議の開催回数	_	-	規制影響分析手法等検討会議の開催状況を把握することによって、各府省における規制の事前評価の取組を支援・促進するための取組の推進状況を測定し、本件施策の有性を評価するため。									
	達成手段	補正後予算 23年度	· 額(執行額) I L 24年度	25年度 当初 予算額	関連する指標	行政事業レビュー事業	- 達成手段の概要等						
(1) 競争的な市場環境	の創出に係る経費	46,482 (35,732)	44,507 (40,355)	42,017	1~6	_							
ア競争政策研究を	センター(内数)	24,897 (119,535)	I 24,352 I (21,466)	22,371	3~4	4		市場環境を創出するために,①発注機関に対する入札談合等の『 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関す を行う。					
イ 規制影響分析等	等検討会議(内数)	1,492 (195)	I _{1,441} I (290)	1,342	6	5	TE NW 47						

(公正取引委員会25-8)

施策名	独占禁止法違反行為に対す	する措置等 署	客判手続				担当部原	 司名	審決訟務室	作成責任者名	審決訟務室長 中里 浩
施策の概要	審判手続は,公正取引委員 納付命令に対する再審査を 法に基づく審判手続は,行	そ行い 審決を	・行う手続であ	5る。なお、平	z成17年i	:置命令又は課徴金 改正前の独占禁止	政策体系 位置付		独占禁止法違反行為に対する審判手続を通じて, 公正かつ自由	な競争を促進させる。	
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させる等,審決に至る審判手続の適正な 運用を図ることにより,公正かつ自由な競争を維持・促進する。								「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号)第18条において、「審判官は、二年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標として、充実した手続を実施することにより、当該目標を実現するよう努め」、「適正かつ迅速な審理」を実現することとされている。	政策評価実施 予定時期	平成28年4月~7月
測定	指標	目標値	i — — — — I 目標年度 I					測定指	旨標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<u>ı</u>	
審決取消訴訟が提起されな 1 よって取り消された審決件数	かった審決件数・審決取消訴訟に 女	_	-	審判手続に	より適切	な審決が出されていれ	れば、被審人	が審決に	対して審決取消訴訟を提起せず、また、審決取消訴訟が提起され	ıたとしても審決が取り	消されないと考えられるため。
2 審判手続に要する期間		2年以内	毎年度	「公正取引きることと規定			平成17年公』	E取引委員	員会規則第8号)第18条において,「審判官は,二年以内のできる)	だけ短い期間内に審判	手続を終結させることを目標」とす
	補正後予算 23年度	額(執行額) 24年度 	25年度 当初 予算額	関連する指標	行政事業レビュー	事業番号		達成手段の概要等	等		
(1) 審判手続に係る経費		10,384 (2,523)	I I 4,330 I (2,141) I	4,330	1~2	_			去違反事件の審判手続に関する業務, すなわち, 参考人を審判廷 審決に至る審判手続の適正な運用を図る。	[に出頭させ、審尋する	こと及び審尋の速記録を作成する